

副 本

令和5年(ヨ)第768号 ウェブサイト削除等命令申立事件

債権 ■■■■■■

債務者 宮部龍彦

2023年12月26日

大阪地方裁判所 第1民事部 御中

準備書面1

債権者代理人 弁護士 南 和 行



同 弁護士 中 井 雅 人



標記事件について、債権者の主張を下記の通り補充する。

記

第1 削除を求める対象が本件ウェブページの全部であること

申立書に記載した通り、債権者が削除等を求める対象は、申立書別紙投稿目録記載の記事(以下「本件ウェブページ」)の内容を構成する文章および写真の全部である。

削除を求める理由は、申立書に記載したとおりであるが、そもそも債務者は、被差別部落を特定し暴露する情報をことさら発信することを目的に、本件ウェブページをコンテンツとするウェブサイト「示現舎」および、「人権探訪」(旧名「部落探訪」)を開設している。

債務者は、それらウェブサイトのいちコンテンツとして、債権者が現に生活している「若松一丁目」という地域に的を絞り、そこを被差別部落と特定し暴露する情報を発信する記事として、本件ウェブページを作成し公開している。

しかるに本件ウェブページの内容をなす全ての文章と写真が、債権者や、債権者と同じようにそこで生活している住民らを、部落差別に曝し、また部落差別に曝させる不安や恐怖を与えるものである。

よって債権者は、自身の差別されない権利等の人格権に基づき、本件ウェブページの文章および写真のその全部の削除を求めている。

第2 債権者個人と結びつけて本件ウェブページが作成公開されたこと

本件ウェブページが公開されたのは、2021年11月10日であるが（甲1号証）、それに先立つ別件訴訟（東京地裁平成28年（ワ）第12785事件外、以下「全国部落調査裁判」という。）を通じて、同裁判の被告である債務者は、原告の一人である債権者の住所が「若松一丁目」であることを知るに至っている。

しかも債権者は、全国部落調査裁判では、原告本人かつ原告側証人として、法廷での尋問に臨んでおり、債務者は証人尋問の手続きを通じて、債権者のことを。「若松一丁目」に現に生活する者として、より特定し認識するに至っている。

全国部落調査裁判において、債権者の証拠申出は、2018年3月12日および2019年6月30日にされ、証人尋問は2020年9月14日にされた。

そして債務者は、証人尋問にあたり、本件ウェブページに掲載されている写真と同一の写真を、証人である債権者に関連する証拠として、全国部落調査裁判の裁判所に対して提出している（甲21）。

なお債務者の証拠説明書によると、これら写真は、2020年6月25日に撮影されたということであるから、債務者は、証拠申出等により証人たる債権

者を特定した上で、債権者が現に生活している場所を示すものとして、これら写真の撮影等をしたということである。

そして債務者は、2021年11月10日に、債権者の自宅を映した写真を掲載するなど、債権者が現に生活している「若松一丁目」に的を絞り、そこが被差別部落であると特定し暴露することを目的とする本件ウェブページを作成し公開した。

全国部落調査裁判の証人尋問の手続きの経過を踏まえれば、債務者は、債権者個人を「若松一丁目」に現に生活する者と特定し、債権者と結びつけるものとして、本件ウェブページを作成し公開したというよりほかない。

第3 答弁書における債務者からの求釈明について

申立書において債権者は、本件ウェブページに掲載されている文章および写真が、債権者の自宅および債権者が現に生活している地域を特定し、債権者の差別されない権利やプライバシー権を侵害しているという客観的事実に基づく主張をしている。

しかしながら債務者が答弁書で主張する内容は、部落差別に関する独自の見解に基づく社会的あるいは政治的主張にすぎず、およそ客観的事実についての法律上の評価というべきものではない。

よって債権者は、答弁書における債務者からの求釈明については、これに応じる必要はないと考える。

以上

副 本

令和5年(ヨ)第768号 ウェブサイト削除等命令申立事件

債権者 [REDACTED]

債務者 宮部龍彦

2023年12月26日

大阪地方裁判所 第1民事部 御中

申立の趣旨の変更申出書

債権者代理人 弁護士 南 和 行



同 弁護士 中 井 雅 人



標記事件の申し立ての趣旨について、債権者は下記の通り変更する。

記

(変更前)

- 1 債務者は、別紙投稿記事目録記載の記事を仮に削除せよ。
- 2 債務者は、自ら又は代理人若しくは第三者を介して、別紙投稿記事目録記載の記事につきウェブサイトへの掲載、書籍の出版、出版物への掲載、放送、上演、戯曲、映画化（いずれも一部を抽出しての掲載等を含む）等の一切の方法による公表をしてはならない。

との裁判を求める。

(変更後)

- 1 債務者は、別紙投稿記事目録記載の記事を仮に削除せよ。
- 2 債務者は、自ら又は代理人若しくは第三者を介して、別紙投稿記事目録記載の記事および写真の全部につき、ウェブサイトへの掲載、書籍としての出版、出版物への掲載等の一切の方法による公表をしてはならない。
- 3 債務者は、自ら又は代理人若しくは第三者を介して、別紙投稿記事目録記載の記事につき、それに依拠する小説、脚本、講演、上演、戯曲、映画等の二次的創作物を用いた形での公表を一切してはならない。

との裁判を求める。

以上

副 本

令和5年(ヨ)第768号 ウェブサイト削除等命令申立事件

債権者 ■ ■ ■ ■

債務者 宮 部 龍 彦

証 拠 説 明 書

(甲21)

2023年12月26日

大阪地方裁判所第1民事部 御中

債権者ら代理人弁護士 南 和 行



同 中 井 雅 人



号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	備 考
甲21	陳述書	原本 2023年 12月26日	債権者	本件と全国部落調査事件との関係、債権者の自宅と部落探訪との関係等、その他本件に関する一切の事項。	

以上